

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市水道事業管理規程第2号

瀬戸市水道事業会計規程の一部を改正する規程

瀬戸市水道事業会計規程（昭和45年瀬戸市水道事業管理規程第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第6章まで <省略>	第1章から第6章まで <省略>
<u>第7章 引当金（第54条の2）</u>	第7章 <省略>
第8章 <省略>	第8章 <省略>
第9章 <省略>	第9章 <省略>
第10章 <省略>	第10章 <省略>
第11章 <省略>	
附則	附則
（前払金）	（前払金）
第20条の9 <省略>	第20条の9 <省略>
2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。ただし、 <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。次項において「施行規則」という。）</u> 附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事における前金払は、同項に規定する経費の10分の4を超えない範囲	2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事における前金払は、同項に規定する経費の10分の4を超えない範囲内であることができる。

内であることができる。

3 施行規則附則第3条第3項に規定する土木建築に関する工事においては、前項ただし書の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の10分の2を超えない範囲内で前金払することができる。

4 <省略>

5 <省略>

(固定資産の範囲)

第41条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

3 <省略>

4 <省略>

(固定資産の範囲)

第41条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定並びに耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具、器具及び備品をいう。

(2) 無形固定資産 水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権で有償で取得したもの

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(取得価額)

第42条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

第7章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第54条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同

をいう。

(3) 投資 投資有価証券、長期貸付金及び基金をいう。

(取得価額)

第42条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)及び(2) <省略>

(3) 無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産または前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、適正な見積価額

日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

第8章 決算

(決算整理)

第56条 水道課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

(6) <省略>

(7) <省略>

(決算報告書等の提出)

第58条 水道課長は、毎事業年度末速やかに次の各号に掲げる書類を作成して市長の決裁を受けなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1)から(5)まで <省略>

(6) キャッシュ・フロー計算書

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

2 <省略>

第9章 予算

(予算原案等の市長への送付)

第59条の2 水道課長は、予算原案及び予算に

第7章 決算

(決算整理)

第56条 水道課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上

(4) <省略>

(5) <省略>

(決算報告書等の提出)

第58条 水道課長は、毎事業年度末速やかに次の各号に掲げる書類を作成して市長の決裁を受けなければならない。

(1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

2 <省略>

第8章 予算

関する説明書並びに参考資料を市長に送付するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第10章 契約

第11章 雑則

第9章 契約

第10章 雑則

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。